

異状死の死因究明に資する死亡時画像診断 の活用に関する厚生労働省の取組について

1. 異状死死因究明支援事業

○ 監察医制度が運用されている地域以外で、異状死の死因究明のため、法医学教室との連携等により独自の解剖の取組を行っている自治体に対し、解剖経費等（死亡時画像診断（A i）を使用する場合の使用経費を含む）の財政支援を行い、行政解剖の体制づくりを支援するための「異状死死因究明支援事業」について、平成 2 2 年度予算において新規計上。

◇ 平成 2 2 年度予算： 5, 5 4 6 万円（新規）

- ・ 基準額： 5 5 4 万 6 千円
- ・ 対象経費： 事業実施に必要な経費（賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費（解剖経費）、委託料）
- ・ 補助率： 1 / 2（基準額が上限）

2. 死亡時画像診断システム整備事業

○ 異状死の死因究明のための死亡時画像診断（A i）の施設・設備整備を補助する「死亡時画像診断システム整備事業」について、平成 2 2 年度予算において医療施設等施設・設備整備費のメニューに追加。

◇ 平成 2 2 年度予算： 医療施設等施設整備費（4 億 5, 1 3 9 万円）及び医療施設等設備整備費（8 億 3, 0 5 0 万円）の内数（メニュー追加）

- ・ 基準額：
 - <医療施設等施設整備費> 基準面積 6 0 m²に単価を乗じた額
 - <医療施設等設備整備費> 1 か所当たり 2, 0 0 0 万円
- ・ 対象経費：
 - <医療施設等施設整備費> 死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
 - <医療施設等設備整備費> 死亡時画像診断の実施に必要な医療機器購入費
- ・ 補助率： 1 / 2（基準額が上限）